

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすく自己の能力を十分に発揮できるように次世代育成支援対策を進めるため、平成30年に策定した行動計画について、つぎのとおり1年延長する。

1 計画期間変更 平成30年4月1日から令和4年3月31日までの4年間

2 内 容

(1) 職員が働きやすく継続就業者が増えるように、雇用環境の整備

《目標》

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

男性職員が育児休暇を取得できるよう環境の整備

職員等の相談窓口等の設置

育児等に関する制度の周知 (社会保険料等の免除・育児休業手当について)

《対策》

時間単位の有給休暇取得促進

短時間正職員制度の活用周知

社内掲示版・全体会議などの活用

管理職を対象にした意識改革研修の実施

《実施開始日》

平成30年4月1日 ~

(2) 職員がワークライフバランスを保てるよう労働条件の整備

《目標》

連続休暇を取りやすくするため「連続休暇(有給休暇4日以上)取得希望届」の作成・周知

《対策》

連続休暇取得希望届の職員への説明

年次有給休暇の取得状況の把握

連続休暇をローテーション等に反映させるための手順の作成

職員が連続休暇を取りやすくするため、管理職への説明

《実施開始日》

平成30年4月1日 ~